

## 報告事項

県立米子産業体育館フィットネスルーム利用に係る利用料減免未実施事案について

県立米子産業体育館フィットネスルーム利用に係る利用料減免未実施事案について、別紙のとおり報告します。

平成25年12月20日

鳥取県教育委員会教育長 横濱純一

# 県立米子産業体育館フィットネスルーム利用に係る 利用料減免未実施事案について

平成25年12月20日  
スポーツ健康教育課

県立米子産業体育館において、平成21年度から25年度にかけて不適切な利用料徴収事務が判明したため、次のとおり対応しましたので、その結果を報告します。

なお、所管する指定管理施設の利用料金取扱いに関する会計事務(平成21年度から25年度分)について、緊急実地検査を実施しましたので、その結果の概要も併せて報告します。

## 1 不適切な利用料徴収事務の概要

県立米子産業体育館フィットネスルームは、県体育協会が、平成21年度からの指定管理者応募企画書において提案したものであり、機器についても独自財源で配置している独自事業であることから、減免の対象外であるとして利用料を徴収していたことが判明した。

実際は、県体協の申請に基づき県が次の料金を承認し告示しており、減免の対象となる。

1ヶ月利用券 一般:2,500円 1日利用 一般:300円  
\*70歳以上の利用者は、10/10の減免によりいずれも無料

不適正な徴収額 1ヶ月券 122,500円 実人員 13名 回数券、当日券:不明

また、70歳以上を対象としたフィットネス教室を平成21年11月に開校(受講料(1ヶ月利用券とセット):1,500円/月)し、22年11月まで毎週1回の教室を実施していた。

平成22年12月以降(現在まで)についても、フィットネス教室のレッスンが行われていないにもかかわらず、利用者に1ヶ月利用券を1,500円で販売していた。

不適切な徴収額 106,500円 実人員 2人

## 2 本件への対応

・県体育協会に次のことを指示した。

①事実を公表(記者発表)し、料金の無料とすべき利用者に謝罪の上、返金すること

\*1ヶ月利用券購入者は、申込書により特定が可能

\*回数券、当日券購入者は特定できないため、申し出により返金

②他の県立施設について同様な事案がないか緊急点検を行うこと

体協独自の対応:11月11日、18日 緊急施設長会の実施

11月27日～12月9日 緊急事務検査実施

・教育委員会の対応

①県体育協会の記者会見に同席するとともに、12月13日の常任委員会に報告する。

②他の指定管理施設について緊急事務調査を実施した。(11月22日～12月3日)

③文書による適正な事務執行と再発防止に向けた業務改善を指導する。

## 3 緊急実地検査結果

施設	指定管理者	指摘・指導内容
米子産業体育館	公益法人鳥取県体育協会	○減免適用誤りによる過徴収が延べ120件などの過誤があったことが判明した。 ⇒再発防止のため、会計事務のチェック方法や体制について改善指導した。
倉吉体育文化会館		特になし
武道館		特になし
米子屋内プール		特になし
鳥取産業体育館・鳥取屋内プール	公益財団法人鳥取県体育協会・株式会社ジーコミュニケーション共同企業体ネットワーク	特になし